

# 大分県農業農村整備事業測量作業規程

令和3年2月

大分県 農林水産部

# 大分県農業農村整備事業測量作業規程

( 令和 3 年 2 月 )

大分県農業農村整備事業測量作業規程は、農林水産省農村振興局測量作業規程（令和 3 年 2 月 1 日付国国地第 9 6 号）を準用する。

この場合において、作業規程の第 1 条第 1 項及び第 2 項中「農林水産省地方農政局」とあるのは、「農業農村整備事業のために大分県」と、附則中「令和 3 年 2 月 3 日」とあるのは「承認日」と、それぞれ読み替えるものとする。

なお、「農林水産省農村振興局測量作業規程」が改正された場合は、「大分県農業農村整備事業測量作業規程」も改正後を準用する。

また、付録 5（3）用地境界杭（境界標識）の規格（土地改良財産取扱規則抜粋）は適用しないものとする。